（表紙）　身延町森林整備計画　山梨県　身延町

身 延 町 森 林 整 備 計 画

計画期間　自　令和　２年　４月　１日
　　至　令和１２年　３月３１日

山　梨　県
身　延　町

目次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項……1
１　森林整備の現状と課題……1
２　森林整備の基本方針……2
３　森林施業の合理化に関する基本方針……4
Ⅱ　森林の整備に関する事項……5
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）……5
１　樹種別の立木の標準伐期齢……5
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法……6
３　その他必要な事項……7
第２　造林に関する事項……7
１　人工造林に関する事項……7
２　天然更新に関する事項……10
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在……11
４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準……11
５　その他必要な事項……12
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準……12
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法……12
２　保育の種類別の標準的な方法……13
３　その他必要な事項……14
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項……15
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法……15
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法……17
３　その他必要な事項……17
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項……22
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針……22
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策……23
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項……23
４　森林経営管理制度の活用に関する事項……23
５　その他必要事項……24
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項……24
１　森林施業の共同化の促進に関する方針……24
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策……24

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項……24
４　その他必要な事項……25
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項……25
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項……25
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項……26
３　作業路網の整備に関する事項……26
４　その他必要な事項……29
第８　その他必要な事項……29
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項……29
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項…31
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項……32
Ⅲ　森林の保護に関する事項……32
第１　鳥獣害の防止に関する事項……32
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法……32
２　その他必要な事項……33
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項……33
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法……33
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）……34
３　林野火災の予防の方法……34
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項……34
５　その他必要な事項……34
Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項……35
１　保健機能森林の区域……35
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項……35
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項……35
４　その他必要な事項……35
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項……35
１　森林経営計画の作成に関する事項……35
２　生活環境の整備に関する事項……37
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項……38
４　森林の総合利用の推進に関する事項……38
５　住民参加による森林の整備に関する事項……38
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項……38
７　その他必要な事項……38

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本町は、山梨県南部の東経１３８度２０分から１３８度３６分、北緯３５度１７分から３５度３１分の間に位置し、町のほぼ中央を北から南に日本三大急流のひとつである富士川が貫き、早川、常葉川をはじめ多くの中小河川が流れ込んでいる。

また、富士川を挟んで東西それぞれ急峻な山岳地形が連なり、西方には七面山（標高 1,989m）東方には毛無山（標高 1,964m）などがそびえている。

本地域は周囲を急峻な山々が囲む中山間地域であるが、その中においてまとまった平坦地は富士川沿いと富士川支流の中流域から下流域に広がっており、集団的農地の集落、市街地が形成されている。

気候条件は、年平均気温１５℃と比較的温暖で、雨量は南部地域で年間２，０００㎜前後、北部地域で１，８００㎜前後、降雪は北部地域で平均して１０～２０㎝前後に達する場合が年間２～３回みられる程度である。

本町の総面積は３０，１９８ヘクタールであり、森林に恵まれており、森林面積は２４，３１９ヘクタールで総面積の約８１％を占めている。私有林面積は１６，７２１ヘクタールで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林面積は７，０９３ヘクタールで人工林率は４２％で県平均よりやや劣る。人工林は伐期の長期化により７齢級以上の林分が９７％と多くを占めており、間伐及び皆伐・再造林等の森林整備を早急かつ計画的に実施していくことが重要である。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

全般的には、材価の低迷、森林所有者の高齢化及び後継者不足、林業経営に対する意欲の低下、相続未登記等の理由から、森林を集約化することが困難である事等の影響により森林整備が進んでいない為、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山が藪になったため農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生している。このような諸問題に対しては、町は森林経営管理制度を活用し、林業経営体は森林所有者からの経営委託を進めることにより森林整備を推進することが必要である。

また、本町の特産品のひとつであるシイタケ栽培についても品質の高い原木栽培を継続することが重要であり、シイタケ原木の安定的供給が必要である。

本栖湖をはじめとする富士山の眺望地、山々と渓谷が織りなす四季の優れた自然的景観等を活用した利用についても配慮して整備していくことが必要である。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵（かん）養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵（かん）養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病害虫、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は樹木の根系が発達し立木の倒伏の危険が少ない森林とし、藪になった里山の森林は林内が明るくて見通しが良く、特に農地周辺では耕作放棄地の対策等とも連携して獣害を防ぐ緩衝帯となる森林の整備を図るものとする。

（２）森林資源の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵（かん）養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気

の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は間伐及び高齢化し樹高の高くなった林分の積極的な更新を図り、藪になった里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進することとする。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にし

ている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

また、平成２５年度から身延町と南部町との町界の三石山林道付近において、関東森林管理局、国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林整備センター、峡南林務環境事務所、身延町森林組合、南部町森林組合の５者が、森林施業の効率化等を目的とした森林整備推進協定を締結しており、この取り組みを通じて、地域の林業・木材産業の活性化を図るものとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹　　種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町全域	年 ４０	年 ４５	年 ４０	年 ４０	年 ５０	年 ７０	年 ３０	年 １５	年 ５０

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね２０ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア　森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

ウ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

エ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとすること。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

オ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級（ｃｍ）	主伐の時期（年）
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

３　その他必要な事項

①木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針交混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意することとする。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、高木性広葉樹

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に１ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
高木性広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。 低コスト造林の機械地拵えでは、集材等で使用したグラップル等の機械により末木枝条等を整理し植栽場所を確保するなど、造林・保育作業の低コスト化を図る。
植付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方

	向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 (1)裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。 (2)ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。 その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。 (3)コンテナ苗を植栽する場合 植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る位にする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上に軽く土をかける。 (4)その他 植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。
植栽の時期	裸苗を植栽する場合は、根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くても梅雨入り前までに行うことが望ましい。 ポット苗・コンテナ苗を植栽する場合は、植栽の時期は、厳冬期・乾燥期を除けば時期を選ばない。

※上記の表による標準的な方法によるものの他、状況に応じてコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討し、低コスト化に努める。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、３に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るもの

については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年以内とする。

２　天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		アカマツ、シラベ、ケヤキ、クヌギ、コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、セン、カエデ、サクラ、シデ、カツラ、ミズメ、その他高木性広葉樹
	ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、アラカシ、ウラジロガシ、シラカシ

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	１０，０００本／ｈａ

天然更新を行う際には、期待成立本数に１０分の３を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を成立させることとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、５０cm とする。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。

芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる２～６年目頃に、良好なぼう芽について、１株当たりの仕立て本数２～３本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後５年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後５年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して必要な本数の植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は３代目くらいから低下するため、２回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ　その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第２の１の（１）で定める天然更新対象樹種の樹高が５０cm以上で、立木度３以上（幼齢林分については第２の２の（２）で定める期待成立本数の１０分の３以上）をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成２４年３月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」による。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合

２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第２の２の（２）に定める期待成立本数に１０分の３を乗じた本数以上の本数とする。（ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）

５　その他必要な事項

該当なし。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐及び保育は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が１０分の８以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が３５％以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね５年後においてその森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽本数（本/ha）	間伐時期（年）				標準的な方法		
			初回	２回目	３回目	４回目以降	間伐率（本数）（%） 間伐本数（本）		
							初回	２回	３回
ｽｷﾞ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3000	14～18	19～26	27～32	長伐	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500

	中仕立て （省力化施業）	3000	18～ 22	28～ 32	長伐期 施業	期 施 業	（30～40） 800～1000	（35～45） 600～800	
ﾋﾉｷ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3000	16～ 22	23～ 29	30～ 36		（15～25） 400～600	（25～30） 500～700	（25～30） 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3000	18～ 24	30～ 36	長伐期 施業		（20～35） 600～800	（30～40） 500～700	
ｱｶﾏﾂ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	4000	16～ 20	21～ 26	27～ 32		（20～30） 700～900	（30～40） 600～800	（30～40） 300～500
ｶﾗﾏﾂ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3000	14～ 18	19～ 26	27～ 32		（25～35） 700～900	（25～35） 500～700	（30～40） 300～500

＊　長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の２倍程度まで延ばす施業
　　省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10 年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15 年

２　保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法（中仕立て）	備考
		年 1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15	20		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1							植栽木の高さが、下草の概ね１．５倍になるまで行う。 実施時期は、６～８月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1								
	アカマツ	1	1	1	1	1									
	カラマツ	1	1	1	1	1									
つる切	スギ								1					下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、６月～７月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1					
	アカマツ							1							
	カラマツ							1							
除伐	スギ									1				造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、８月～１０月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1				
	アカマツ									1					
	カラマツ									1					
枝打ち	スギ									1		1		病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の生長休止期の１２月下旬～３月上旬とする。	
	ヒノキ									1			1		
	アカマツ														
	カラマツ														

下刈の回数を省略する場合は、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。下刈の終了時期は、大部分の造林木が周辺植生の高さと同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。必要に応じて、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な方法を決定すること。

３　その他必要な事項

（１）間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

（２）間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第３の１に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹　種	仕立ての方法	収量比数（Ry）	備　　考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。 初回間伐については収量比数 0.7 前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数＝（森林の立木の単位面積当たりの材積）／（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積）

「参考」　間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

（Ｒｙ＝0.8 となる材積）

単位 m3/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

（３）間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

１及び３に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和５２年１月１８日付け５１林野計第５３２号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の

要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表１のとおり定めるものとする。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地域	樹　　種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町全域	年 ５０	年 ５５	年 ５０	年 ５０	年 ６０	年 ８０	年 ４０	年 ２５	年 ６０

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

当該森林の区域を別表１のとおり定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

イ　施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める

こととするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持管理を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。このため、以下の伐期齢の下限に従った施設及びその他の施業を推進すべき森林を、推進するべき施業の方法ごとに別表２に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹　　種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本町全域	年 ８０	年 ９０	年 ８０	年 ８０	年 １００	年 １４０	年 ６０	年 ３０	年 １００

２　木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表１のとおり定める。

（２）施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第１の２に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が２０ヘクタール以下となるようにすることとする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構造になるよう努めるものとする。

３　その他必要な事項

該当なし。

【別表１】

区分	森林の区域		面積（ha）
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(a)	9-1, 9-2, 10, 11-1, 11-2, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2, 16, 99～104, 145～156, 157-1, 157-2, 158～170, 171-1, 171-2, 172-1, 172-2, 173, 175～177, 179, 183～185, 187, 189 林班 ただし、以下の林小班を除外する (10 に 4, 5, ほ 1, 2, 4～7, 9～11, 13, へ 1, 6～9, 11-1 い 2, 3, 6, 13 と 2, 5, 6, り 1～7, ぬ 3～5, る 1～3, わ 1, 2, か 1, 4, 14-1 い 1, ろ 1, 2, 101 は 4, 5, へ 1, 2, 102 ほ 1, 103 ろ 4, 5, は 1, に 1, 104 い 1, 2, 4～6, 8～12, ろ 1, 2, は 1, 2, 5, 6, に 3, 4, ほ 1, 145 に 5, 146 い 1～10, ろ 1, 3～5, に 1～7, 9, ほ 5, 8～16, へ 2, 5, 6, ち 2, 4, 8～10, り 1, 147 い 5, 7, ろ 2, は 7, に 1, 148 は 2～4, 11, に 1, 5～9, 11, 13, 150 い 1, 2, 4, ろ 3, 6, は 5, 11, に 2, 5～7, ほ 2, 151 い 2, ろ 2, 4, は 2, 6, 152 い 1, 2, 4～6, は 1, 165 い 2～4, 6, ろ 2, 6～8, は 4～6, 8, 9, 166 い 2, 3, ろ 1, 2, 4, 5, 11～13, は 4, 167 い 1, 2, 6, 8, 13, に 6, 170 い 2～5, 8, 9, ろ 8, 9, は 1, 171-1 い 2, 4, 5, ろ 2, 3, 5, は 1, 5, 7, に 4, 6, 171-2 い 1, 2, 173 い 1～4, 6～8, 10, 11, 13, 15～17, 19, ろ 1～3, は 1～8, に 1～4, 6～12, ほ 1～3, 177 ろ 1, 179 い 3, 4, 8～11, ろ 1～5, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 18, は 1～3, 5, 6, 8, 10, 183 い 2, 3, 6, 7, 11, ろ 2, 3, 5, 7, 10, は 2, 4, 184 い 1, 3～5, ろ 1, 2, 6, 7, 185 い 2～7) （新たに指定された小班） (9-1 は 1, 10 い 2, 3, 6, ろ 3, へ 3, 11-1 は 1, 2, 4, 9, 10, 11-2 ろ 3, 12-1 に 5, ほ 1, 7, へ 1, 2, 4, 6, 13 ろ 2, 3, ほ 3, へ 2, か 3, 14-2 い 2, 4, ろ 3, 16 い 2～7, 9, ろ 1, 4, 6, 8～11, は 1, 4～6, 9, 10, 12, 99 ろ 1, は 2, 101 ろ 7, は 1, 3, に 1, 2, 4, ち 1, 3, 4, 102 い 1～3, ろ 1, に 2, 3, 103 い 2, 3, 6, 7, 9, ろ 3, 145 に 4, ほ 1, 5, と 1, 4, 6, 146 ろ 2, 6～8, に 8, 10, 11, ほ 1～4, 7, ち 3, 147 い 1, 3, 8, 11, は 1, 2, ほ 3, 5, 148 に 14, 149 い 4, 5, 13～15, は 9, 150 い 3, 5, ろ 1, 2, 4, は 1～3, 6, に 1, 3, 4, 8, ほ 4, 151 い 1, ろ 1, 3, は 1, 4, 152 い 3, ほ 2, 153 い 2, 3, 5, 155 ろ 2, に 3～6, 156 い 8, ろ 1, 3, に 2, 157-1 い 2, に 4, 157-2 ろ 1, 158 ろ 2, 4, に 1, へ 6, 160 は 2, 3, 7, に 3, 4, 161 い 1, 162 い 4, 6, ろ 1, 2, は 4, 5, 8, 163 い 2, 3, 5, 164 は 4, 165 い 5, 166 い 5, 167 い 10, 168 ろ 2, は 2, 4, 6, 169 ろ 4, は 2～4, 171-1 い 1, 3, ろ 7, は 3, 4, 6, に 5, ほ 1, 3, 4, 172-1 ろ 1, 2, 5, 6, 8, 10, は		6,148.02

		1, 2, 4, 5, 7, 10, に 1, 2, 4, 6～8, ほ 2, 3, 172-2 い 1, ろ 2, 176 に 1, 179 ろ 16, 17, は 11, 12, 183 い 13, 184 い 6, 9, ろ 10, は 1, 185 い 1, 13, ろ 2～6, 189 い 1, ろ 1, 2, は 4, 6) （新たに除外された小班） (11-1 い 6, 145 に 5, 152 は 1, 167 に 6)	
	民有林(a)	3 ～ 6, 9 ～ 12, 15, 28 ～ 33, 38 ～ 47, 49 ～ 65, 68 ～ 74, 76 ～ 90, 101, 102, 104, 105, 108～122, 124, 134, 149, 156, 170, 187～205, 208～217, 301～313, 402～407, 412～418, 428～438, 441～442	12, 759. 19
	小　計		18, 907. 21
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(b)	9-1, 9-2, 10, 11-1, 11-2, 12-1, 12-2, 13, 14-1, 14-2, 16, 99～104, 145～156, 157-1, 157-2, 158～170, 171-1, 171-2, 172-1, 172-2, 173, 175～177, 178-2, 179, 183～185, 187, 189 林班 ただし、以下の林小班を除外する (10 に 4, 5, ほ 1, 2, 4～7, 9～11, 13, へ 1, 6～9, 11-1 い 2, 3, 6, 13 と 2, 5, 6, り 1～7, ぬ 3～5, る 1～3, わ 1, 2, か 1, 4, 14-1 い 1, ろ 1, 2, 101 は 4, 5, へ 1, 2, 102 ほ 1, 103 ろ 4, 5, は 1, に 1, 104 い 1, 2, 4～6, 8～12, ろ 1, 2, は 1, 2, 5, 6, に 3, 4, ほ 1, 145 に 5, 146 い 1～10, ろ 1, 3～5, に 1～7, 9, ほ 5, 8～16, へ 2, 5, 6, ち 2, 4, 8～10, り 1, 147 い 5, 7, ろ 2, は 7, に 1, 148 は 2～4, 11, に 1, 5～9, 11, 13, 150 い 1, 2, 4, ろ 3, 6, は 5, 11, に 2, 5～7, ほ 2, 151 い 2, ろ 2, 4, は 2, 6, 152 い 1, 2, 4～6, は 1, 165 い 2～4, 6, ろ 2, 6～8, は 4～6, 8, 9, 166 い 2, 3, ろ 1, 2, 4, 5, 11～13, は 4, 167 い 1, 2, 6, 8, 13, に 6, 170 い 2～5, 8, 9, ろ 8, 9, は 1, 171-1 い 2, 4, 5, ろ 2, 3, 5, は 1, 5, 7, に 4, 6, 171-2 い 1, 2, 173 い 1～4, 6～8, 10, 11, 13, 15～17, 19, ろ 1～3, は 1～8, に 1～4, 6～12, ほ 1～3, 177 ろ 1, 179 い 3, 4, 8～11, ろ 1～5, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 18, は 1～3, 5, 6, 8, 10, 183 い 2, 3, 6, 7, 11, ろ 2, 3, 5, 7, 10, は 2, 4, 184 い 1, 3～5, ろ 1, 2, 6, 7, 185 い 2～7) （新たに指定された小班） (13 か 3, 146 ろ 2, 6～8, に 8, 10, 11, ほ 1～4, 7, ち 3, 147 は 1, 2, 148 に 14, 149 は 9, 150 い 3, 5, ろ 1, 2, 4, は 1～3, 6, に 1, 3, 4, 8, ほ 4, 151 い 1, ろ 1, 3, は 1, 4, 152 い 3, 157-2 ろ 1, 165 い 5, 171-1 い 1, 3, ろ 7, は 3, 4, 6, に 5, 176 に 1, 179 ろ	6, 148. 13

		16,17,は 11,12,183 い 13,184 い 9,185 い 13) （新たに除外された小班） （11-1 い 6,145 に 5,152 は 1,167 に 6)	
	民有林(b)	県行分収林 5(779),6(11,675,780,1808,1876,1936,2168,2169),9(2115),10(2077),11(198,284,673,772,2035),15(1356),18(1090,1091),19(966),20(1628),21(1629,1723,1724,1813,1814,1815,1875),22(1998),23(1935,1996,1997),24(1630),26(400,518),30(94,775,776,970,1092),31(1229,1495,1496,1497,1631,1725),33(361,2075),35(969,1230,1498),36(777,778,1093,1094,1231),37(516,865,866,867,967,968,1095,1096),38(1099,1357,1358,1359,2037),39(1098,1232,1233,1812,2076),40(864,1097,1234,1235,1360,1361,1501),41(35,65),42(362,590,2148),43(1632),44(102,103,517,1499,1500,1633,2167),45(95),46(68),47(452),54(1502,1503,1504,1634,1635,1636,1726,1727),55(591,677,1236,1362,1727,1809),62(105),63(104,176),64(1365,2078,2150),65(454,1995),66(515,589,2036),68(674),70(965,1227,1228,1505,1637,5034,5035),71(74,238,1363,1937,1938,1939,1993,1994),72(27,31,33,67,72,1089,1364,1638,1639,1810,1811),73(66,73,239,773,868,1088,1728,1729,1730),74(32,101),76(2038,2039,2116,2149),77(676),78(199,2079),79(64,1992),80(96,147),83(453,774),102(154,392,439,513,600),104(514),112(688,783,878,879,981,1116),113(293,354,1246),116(100),117(107,1117),119(357,1247),120(1644),121(1510),122(34),135(1374),139(599),142(1741),143(1511,1739,1740),144(1375,1646),145(1645),148(233,784,875,880),149(979,1742),151(597,686),152(978),154(1823),171(1376),172(1820,1885),175(231),177(598,685,1112,1113),179(977,1111),185(235,236,244,355,393,444),187(356,395,442,781,876),188(441),189(394,440),190(1743),191(1248),192(980,1114),193(1822),196(687,1249,1250,1251,1377,1378,1379),198(1513),199(1514,1515),200(1512),201(92,175,234,1115,1380),202(1380),203(173,174),205(1252,1649,1744,1745,1746,1948,1949),206(98,1253,1381,1382,1516,1650,1651,1747,2002),207(1383,1517),209(1254,1384,1518,2003),211(782,1118,1519),213(1385,1652),215(877,1821),216(443,877),403(63),404(62),417(93),419(237,974),420(873,973),421(788,789),422(787),423(1368),430(93),433(1103),443(975,1942),444(872)	1,016.24

	小　計		7,164.37
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(c)		
	民有林		
	小　計		0.00
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(d)	165 に 1,166 に 1～に 3	16.36
	民有林	313 林班（4217 の一部）	51.00
	小　計		67.36
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(e)		
	民有林		
	小　計		0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林	10,11-1,13,14-1,15,101～104,146～152,157-2,165～167,170,171-1,171-2,173,176, 177, 179,183～185 林班	3,524.34
	民有林	〔身延地区〕101,102,104～122,124,134～156,170～217,301～313 〔中富地区〕401～444 〔下部地区〕3～6,9～90 林班	16,933.63
	小　計		20,457.97

※　民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※　県有林の植樹用貸地については、民有林に含む。

※　民有林（ｂ）の外数字は林班番号を、（　）内の数字は台帳番号を示す。

【別表２】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		県有林	別表１：県有林(a)に示す区域全て	6,148.02
		民有林	別表１：民有林(a)に示す区域全て	12,759.19
		小　計		18,907.21
長伐期施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林	313 林班（4217 の一部）	51.00
		小　計		51.00
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	県有林	別表１：県有林(b)及び(d)に示す区域全て	6,148.13
		民有林	別表１：民有林(b)に示す区域全て	1,016.24
		小　計		7,164.37
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小　計		0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
		小　計		0.00

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林面積の約５１％を占める個人森林所有者の所有森林の多くは分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単

位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、県林業普及指導員、フォレスター、及び町職員等が参加する会合を開催するなどの取り組みにより、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

また、森林施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林施業の集約化を進め、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、森林経営計画を作成することを促進するものとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（５年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

（１）　森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と実行力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

（２）　経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たって

は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

（３）　経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

５　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組むため、森林法第１０条の１１の９第１項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター及び町職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参加意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の

分担又は相互提供、林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。
③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

４　その他必要な事項

身延・南部地域において民有林、県有林、国有林を一つのまとまった森林として整備するため、林野庁関東森林管理局・国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林整備センター・県峡南林務環境事務所・南部町森林組合・身延町森林組合の５者で共同施業団地を設定し、身延・南部地域森林整備推進協定に基づき、路網の整備や森林施業の実施、地域材の利活用の促進に取り組む。（民国連携）

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	車輌系作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地（35°～　）	架線系作業システム	5 以上	－	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表１及び表２を参考例として、現地の状況や経営形態

等を勘案して選択するものとする。

表１　低コスト作業システムの分類例（富士川中流地域森林計画書より転載）

①	ハーベスタ＋（グラップル）＋フォワーダ	車両系
②	チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
③	チェーンソー＋グラップル（ウインチ）木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
④	チェーンソー＋（グラップル）＋スキッダ＋プロセッサ	
⑤	チェーンソー＋プロセッサ＋フォワーダ	
⑥	チェーンソー＋スイングヤーダ＋プロセッサ＋（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー＋タワーヤーダ＋プロセッサ＋フォワーダ	

表２　低コスト作業システム選択表（富士川中流地域森林計画書より転載）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	架線系
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉　緩：20°未満　中：20°以上～30°未満　急：30°以上
〈路網密度〉　密：100m/ha 以上　中：50m/ha 以上～100m/ha 未満　疎：50m/ha 未満

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。

３　作業路網の整備に関する事項
（１）基幹路網に関する事項
ア　基幹路網の作設に係る留意点
安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整整第６０２号林野庁長官通知）を基本とした、山梨県林業専用道作設指針に則り

開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

開設

開設	種類	(区分)	位置	路線名	(延長(km)及び箇所数)	(利用区域面積(ha))	前半５ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	身延町	八坂峠	2.0	625	○		
〃	〃	〃	〃	遅沢江尻窪	0.6	55			
〃	〃	林業専用道	〃	小沢川１号支線	3.2	76	○		
〃	〃	〃	〃	湯之奥猪之頭１号支線	1.6	200			
開設(改築)	〃	林道	〃	湯之奥猪之頭	(2.0)	1,434			
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	(2.0)	1,939	○		
開設合計				4 (2)	7.4 (4.0)				

拡張

開設	種類	(区分)	位置	路線名	(延長(km)及び箇所数)	(利用区域面積(ha))	前半５ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	身延町	湯之奥猪之頭	0.5	1,434	○		
〃	〃	〃	〃	豊岡梅ヶ島	0.5	1,939	○		
〃	〃	〃	〃	大島峠	0.6	36			
〃	〃	〃	〃	折八古関	0.5	1,230	○		
〃	〃	〃	〃	三石山	2.5	3,710	○		
〃	〃	〃	〃	富士見山	1.0	2,313	○		
〃	〃	〃	〃	栃代釜額	0.5	580			
〃	〃	〃	〃	清子大久保	0.5	68			
〃	〃	〃	〃	清子坂本	0.5	60			
〃	〃	〃	〃	身延南谷	0.3	92			
〃	〃	〃	〃	梅平北清子	0.5	89			
〃	〃	〃	〃	北清子	0.3	44			

〃	〃	〃	〃	大城奥川	0.5	220			
〃	〃	〃	〃	小沢川	0.5	134			
〃	〃	〃	〃	相又	0.5	620			
〃	〃	〃	〃	勝坂	0.3	84			
〃	〃	〃	〃	和平	0.3	88			
〃	〃	〃	〃	根子	0.5	331			
〃	〃	〃	〃	大磯小磯	0.5	337			
〃	〃	〃	〃	久成吉屋	0.2	52			
〃	〃	〃	〃	大垈	0.5	358			
〃	〃	〃	〃	樋之上	0.5	39			
〃	〃	〃	〃	釜額	0.5	400			
〃	〃	〃	〃	長野	0.3	291			
〃	〃	〃	〃	大島	0.3	337			
〃	〃	〃	〃	大垈北	0.3	27			
〃	〃	〃	〃	八日市場	0.3	68			
〃	〃	〃	〃	林久保	0.3	37			
〃	〃	〃	〃	樅	0.2	14			
〃	〃	〃	〃	窪	0.2	13			
〃	〃	〃	〃	細工田	0.3	15			
〃	〃	〃	〃	赤羽根	0.2	37			
〃	〃	〃	〃	宮ノ上	0.2	55			
〃	〃	〃	〃	大畑	0.1	12			
〃	〃	〃	〃	休場中草里	0.2	11			
〃	〃	〃	〃	清沢	0.5	125			
小計				36	16.4				
拡張 （舗装）	自動車道	林道	身延町	根子	0.7	331			
〃	〃	〃	〃	相又	1.0	620			
〃	〃	〃	〃	大城奥川	0.3	220			
〃	〃	〃	〃	小沢川	0.5	134			
〃	〃	〃	〃	大垈北	0.2	27			
〃	〃	〃	〃	清沢	0.5	125			
小計				6	3.2				
拡張合計				42	19.6				

※１　開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

２　拡張にあっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

３　都道府県知事が行う指定道路（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）

の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
４　位置欄は、字、林班等を記載する。
５　支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。
６　利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
７　計画の始期から５年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半５年分の計画箇所欄に○印を記載する。
８　路線の起点と終点を記載する必要のある場合は、備考欄に記載する。
９　かっこが付された項目の記載は任意とする。

ウ　基幹路網の維持増進に関する事項
身延町が作設した基幹路網については身延町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

（２）　細部路網に関する事項
ア　細部路網の作設に係る留意点
木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本町ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。
開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。
また、要間伐森林に指定されている森林については、早急に作業路の開設を進め、過密林状態の解消に努めることとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項
山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

４　その他必要な事項
該当なし

第８　その他必要な事項
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の個人森林所有者の大部分は５ヘクタール未満の零細所有者であり、分散化しているため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の集約化を進めるに当たっては、意欲と能力のある林業経営体等による森林経営の集約化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努めることにより、安全かつ安定的な労働環境を作ることで林業従事者の養成~~委~~及び確保を推進する。また、森林組合は、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化に努めることとする。

（２）林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、林業への意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっており、林業経営体が地域の森林整備の担い手として、安全作業を第一とし、安定した経営ができるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については町として検討をすることとし、林業経営の活性化を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

（３）林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業経営体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や連携、経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）林業機械化の促進方向

従前はチェンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般であり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努めるものとする。

（２）高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将　　来
伐　倒		チェンソー	チェンソー ハーベスタ
造　材		チェンソー	チェンソー ＋ プロセッサ ハーベスタ
集　材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 グラップル（ウインチ） 小型集材機 スイングヤーダ
造　林	地　　拵	チェンソー	チェンソー グラップル クラッシャー
保育等	下　　刈 枝　　打	刈払機 人　力	刈払機 リモコン自動枝打機

（３）林業機械化の促進方策

①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。

②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業路網の整備を行うものとする。

③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。

④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行うものとする。
⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、木材単価が低下している中で令和元年５月に本町に県内初となる大型合板工場が稼働し、県産材の新たな需要が生じることとなり、木材生産事業者の安定的な収入が確保されるとともに、工場の稼働による新たな雇用、製品出荷等を担う運送業者など、地域経済の発展に大きく貢献することが見込まれる。

木材の流通に対する施策としては、身延町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針により、公共建築物の木造、木質化等の促進に努めるものとする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
合板工場（キーテック）	身延町下山	68,400㎥	△1	なし	なし	なし	令和元年

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定を別表３に定めるものとする。

（２）鳥獣害の防止の方法

本町におけるニホンジカによる被害区域は町内のほぼ全域にわたっている。このことから、ニホンジカによる森林への食害や剥皮等の被害防止の方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて実施することにより被害の拡大を防止する。

また、人工植栽を予定している箇所については、防除柵の設置等の対策を講ずるとともに補助事業を有効に活用しながら、森林整備を推進する。

その際、関係行政機関の鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。なお、防護柵

については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積
ニホンジカ	県有林	9-1 ～ 11-2, 13 ～ 16, 99 ～ 103, 145 ～ 151, 156～172-2, 173, 175～177, 178-Ⅱ, 179, 183～185, 187, 189 林班	19,462.56
	民有林	3, 5, 9, 10～58, 63～90, 102～104, 106～125, 134～156, 170, 172, 174～177, 185, 190～217, 301～312, 402, 407, 426, 427, 437～440 林班	

２　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査によるほか、区域内での森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等により確認する。

また、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認がされていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病害虫等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には高度公益機能森林及び身延町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全松林といった保全すべき松林については、樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松くい虫被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

また、ナラ枯れについては、令和元年１１月に本町での被害が確認された。被害拡大防止のため、防除に努め、被害拡大の未然防止を図るものとする。また、被害を早期に発見できるように、特に被害の発生しやすい梅雨明けから１０月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者の理解を得ながら、駆除及び被害木の伐採・有効

利用に関する指導を行うこととする。

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

第１の１に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害について、近年、町内の里山地域で、サルやクマ等による特用林産物又は森林の被害があり、農林業に与える影響が大きくなっているため、その被害防止に向けて、県や森林組合、森林所有者等からの情報収集、共有等により、計画的な防護柵等の設置や広域的な防除活動等を効果的に推進することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した、藪の刈り込み、除伐、間伐による見通しの確保等による緩衝帯の森林整備等を推進することで、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図ることとする。

３　林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、身延町火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

５　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備　考
民有林 49 林班・50 林班・５１林班・52 林班・179 林班・180 林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	

※なお、病害虫のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

該当なし。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

該当なし。

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（１）森林保健施設の整備

該当なし。

（２）立木の期待平均樹高

該当なし。

4　その他必要な事項

該当なし。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（１）路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積（ｈａ）
下部 1	県有林		1000.06
	民有林	4～6, 10, 59～65, 442～444	
下部 2	県有林	145	1367.17
	民有林	12～19, 22, 23, 26, 28～34	
下部 3	県有林	146～148	2316.16
	民有林	3, 9, 11, 20, 21, 24, 25, 27, 35～48, 58, 66, 441	

下部 4	県有林	149,150,175～177	1680.78
	民有林	49～57,67,68	
下部 5	県有林	151～156	1770.56
	民有林	69～78	
下部 6	県有林	157-1,157-2,158～161	977.42
	民有林	79～82	
下部 7	県有林	162～170	1903.78
	民有林	83～90	
身延 1	県有林	9-1,9-2,10,11-1,11-2,12-1,12-2,183～185,187	1856.37
	民有林		
身延 2	県有林	13,14-1,14-2	1664.53
	民有林	116～124,134～149,156	
身延 3	県有林		854.94
	民有林	301～313	
身延 4	県有林	15～16	1013.05
	民有林	170～184	
身延 5	県有林	171-1,171-2	1287.77

	民有林	185～196	
身延 6	県有林	172-1,172-2,173,189	2459.72
	民有林	197～217	
身延 7	県有林	179	1300.78
	民有林	101～102,104～115,150～155	
中富 1	県有林	99～101	1250.87
	民有林	401～416	
中富 2	県有林	102～104,178-2	1309.65
	民有林	417～440	

※　民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、森林管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

（２）その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

①Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

②Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

③Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

④Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし。

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

特用林産物のうち本町の特産品であるシイタケ、竹炭については、原木ほだ木の安定供給や竹林の適正な管理を促進し、品質の向上を図る。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

森林を木材資源として活用するだけではなく、森林が持つ有益な機能を活用するために、本町では町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、各種イベントの中に森林体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

また、身延町と富士河口湖町をまたいだ本栖湖南岸の県有林が森林文化の森「本栖の森」として指定されており、地元と協力しトレッキングなどのイベントを実施することにより、森林の大切さを伝えていく。

５　住民参加による森林の整備に関する事項

本町では下山小学校において緑の少年隊が結成されており地区の緑化に貢献している。

また、県や町で行う各種イベントを通じて、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むように、森林づくりへの住民参加を推進する。

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく。

７　その他必要な事項

（１）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア　保安林の施業方法

森林法第３３条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第３４条により知事の許可（森林法第３４条の２第１項に規定する択伐の場合または同法第３４条の３第１項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	1）原則として伐採種の指定はしない。 　但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。） 2）主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3）間伐により伐採できる箇所は、注１による。	1）伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は２０ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2）択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注２による。 3）間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注３によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1）満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注４により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2）伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 3）指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保	1）原則として択伐とする。 　但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。	1）伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、１箇所当たりの面積の限度は１０ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積	1）満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注４により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2）伐採が終了した日を

安林	また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。 2）主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3）間伐により伐採できる箇所は、注1による。	とする。 2）択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注２による。 3）間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注３によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 3）指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
水害防備保安林	1）原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2）主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3）間伐により伐採できる箇所は、注１による。	1）択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注２による。 2）間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とる。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健	1）原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林	1）伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、１箇所当たりの面積の限	1）満1年生以上の苗を、おおむね１ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注４により算出される植栽本数以上

保安林	にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種の指定はしない。 2）主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3）間伐により伐採できる箇所は、注１による。	度は１０ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2）択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注２による。 3）間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	の割合で均等に植栽するものとする。 2）伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 3）指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

注）１ 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

２ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または＜附録式＞により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

＜附録式＞

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

Ｖｏ：当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓ：当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

３ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

４ 植栽本数は、おおむね1 ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

基準となる植栽本数＝3,000×(5/V)

Ｖ：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出さ

れる1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

$V_{2/3}$	5	6	7	8	9	10	11	12
(5/V)	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
$V_{2/3}$	13	14	15	16	17	18	19	20
(5/V)	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は身延町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ　保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第４４条で定められた場合を除く。

ウ　自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第２０条第３項及び第２１条第３項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森　林　施　業　方　法
特別保護地区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第一種特別地域	1）第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に１０年以上を加えて決定する。 3）択伐率は、現在蓄積の１０％以内とする。
第二種特別地域	1）第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2）国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施

	設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4）択伐率は用材林においては、現在蓄積の30％以内とし、薪炭林においては６０％以内とする。 5）皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は２ヘクタール以内とする。 　但し、疎密度が１０分の３より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ　砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第４条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第２条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、渓流に沿った両岸２０ｍ幅以内の区域及び渓流両岸付近の伐

	採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が１０ヘクタールを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ　急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ　鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第２９条第７項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森　林　施　業　方　法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。

伐採の限度	皆伐できる伐採の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の５倍とする。

キ　母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第７条第１項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク　自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第１５条第１項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第１１条）で定める基準〉

ａ単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率１０％

ｂその他の場合：択伐対象面積３００平方メートル

②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第１６条1項により知事に届出が必要である。また条例第２３条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第８条・第１１条）で定める基準〉

ａ単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20％

ｂその他の場合：伐採対象面積２，５００平方メートル

③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

（２）森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、町林務担当部局、県林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合等の林業経営体との連携を密にして、森林施業に関する新技術の普及啓発に取り組み、森林所有者に向けては、林業経営及び森林管理に関する普及・指導に努めることとする。

（３）町有林の整備について

現在は１１３ヘクタールの森林を所有しており、人工林については森林組合等の林業経営体に森林整備を委託し、森林保全に努めていく。

（４）しだれ桜の里について

身延町まち・ひと・しごと総合戦略の「しだれ桜の里づくり事業」において『町内全域へ計画的に植栽し、町のイメージアップを図り、観光に結び付ける。』ことを目指し事業を進めていく。

（５）木質バイオマスの利用について

地産地消のエネルギー利用として、豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの活用の検討を進めていく。

（６）森林化した農地について

適切な管理がされず耕作が放棄されている農地の中には、森林の中に介在し、あるいは農地と森林との境界に位置し、現況森林となって周囲の森林と一体化しているものが多い。これらの農地の内、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められるものについては、農地法等による手続きを行い、地域森林計画対象森林に編入した上で、森林整備を進める事を検討することとする。